相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡甚目寺町大字栄字東郷内七二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　堀田善次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二番七号
丸の内弁護士ビル二〇一号二〇二号弁護士法人アーヴェル
相続財産管理人　佐藤　正和

2017年度決算公告

2018年2月9日
東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬工業株式会社
代表取締役社長　田熊　晋也

貸借対照表の要旨（2017年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	64,726	流動負債	65,895
固定資産	59,833	（賞与引当金）	（849）
有形固定資産	57,925	固定負債	927
無形固定資産	244	（退職給付引当金）	（423）
投資その他の資産	1,663	**負債合計**	**66,822**
		株主資本	57,737
		資本金	80
		資本剰余金	53,272
		資本準備金	53,272
		利益剰余金	4,384
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	4,364
		純資産合計	**57,737**
資産合計	**124,559**	**負債・純資産合計**	**124,559**

損益計算書の要旨（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	161,632
売上原価	160,552
売上総利益	1,080
販売費及び一般管理費	417
営業利益	662
営業外収益	129
営業外費用	221
経常利益	570
特別損失	2
税引前当期純利益	568
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	203
当期純利益	360

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字豊浜字高浜六八番地の二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙浪　寿生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日
愛知県常滑市字古社三番地三カネヒビル二A
相続財産管理人　弁護士　森下　裕介

第10期決算公告

平成30年2月20日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
ディー・ティー・シー・ナイン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	7,430,598	流動負債	345,154
その他の資産	66,541	固定負債	7,150,132
		負債合計	**7,495,287**
		社員資本	1,851
		特定資本金	100
		剰余金	1,751
		純資産合計	**1,851**
資産合計	**7,497,139**	**負債・純資産合計**	**7,497,139**

損益計算書の要旨（自　平成28年11月1日　至　平成29年10月31日）（単位：千円）

科目	金額
営業収益	201,279
営業費用	201,129
営業利益	150
営業外収益	0
経常利益	151
税引前当期純利益	151
法人税、住民税及び事業税	175
当期純損失	24

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区雁道町三丁目一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大角　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日
事務所名古屋市中区丸の内一丁目三番一号
ライオンズビル丸の内三階　旭合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松波　克英

決算公告

平成30年2月20日
札幌市中央区宮の森二条11丁目8番15号
アベニュー宮の森2・11
海潤株式会社
代表取締役　馬　宏軒

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	367,275
	固定資産	11,161
	合計	**378,436**
負債及び純資産の部	流動負債	162,249
	固定負債	2,265
	株主資本	213,922
	資本金	420,000
	利益剰余金	△206,077
	その他利益剰余金	△206,077
	（うち当期純利益）	（11,739）
	合計	**378,436**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十日
札幌市中央区宮の森二条十一丁目八番一五号アベニュー宮の森2・11
海潤株式会社
代表取締役　馬　宏軒

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区雁道町三丁目一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大角　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日
事務所名古屋市中区丸の内一丁目三番一号
ライオンズビル丸の内三階　旭合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松波　克英

第45期決算公告

平成30年2月20日
福島県いわき市平北白土字根木内1番地の3
株式会社秋南企画
代表取締役　菊地　啓友

貸借対照表の要旨（平成29年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,806
	固定資産	65,370
	繰延資産	31
	合計	**92,207**
負債及び純資産の部	流動負債	22,654
	固定負債	48,066
	株主資本	21,487
	資本金	12,000
	利益剰余金	9,487
	その他利益剰余金	9,487
	（うち当期純利益）	（4,101）
	合計	**92,207**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。

平成三十年二月二十日
福島県いわき市平北白土字根木内一番地の三
(甲)　株式会社秋南企画
代表取締役　菊地　啓友
福島県いわき市平字愛谷町三丁目一番地の一
(乙)　有限会社ぽすと
代表取締役　松本　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市寺田市ノ久保三三番地四〇、最後の住所京都府城陽市寺田市ノ久保三三番地の四〇
被相続人　亡　松村　恒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日
京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅井　悠太